

検査実施料新設のお知らせ

(管理番号:21-0003)
2021年01月 C-01

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発1228第1号」、「保医発1228第2号」および
「保医発1228第3号」により下記の検査項目に検査実施料が新設され
ましたので、ご案内いたします。

謹白

記

■ 新規保険収載項目

項目	保険点数
myChoice診断システム	32,200点
薬物代謝酵素遺伝子CYP2C9(*2/*3)	2,037点
インターロイキン-6(IL-6)	170点
HIV-1 特異抗体及びHIV-2 特異抗体	660点

■ 適用症が追加された項目

項目	保険点数
BRCA1/2遺伝子検査	20,200点

■ 適用日

2021(R3)年 1月 1日(金)から適用

▼ 詳細内容

検査項目	myChoice診断システム
保険点数	20, 200点+12, 000点
判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬 点数表区分	「D006-18」BRCA1／2 遺伝子検査の「1」の腫瘍細胞を検体とするもの 「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「ロ」処理が複雑なもの 注2 ロ 3項目以上
備考	D004-2 悪性腫瘍組織検査 ・ 卵巣癌患者の腫瘍組織を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、相同組換え修復欠損の評価を行った場合は、本区分の「注2」の「ロ」3項目以上及び区分番号「D006-18」BRCA1／2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものの所定点数を合算した点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。 ・ 卵巣癌患者の腫瘍組織を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、相同組換え修復欠損の評価を行った場合は、区分番号「D006-18」BRCA1／2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものの施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。

検査項目	薬物代謝酵素遺伝子CYP2C9(*2／*3)
保険点数	2, 037点
判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬 点数表区分	「D006-7」UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型
備考	二次性進行型多発性硬化症患者に対するシポニモドフマル酸の投与の可否の判定又は投与量の判定を目的として、リアルタイムPCR法により、全血又は口腔粘膜から抽出されたゲノムDNA中の薬物代謝酵素CYP2C9遺伝子多型を測定した場合は、本区分の所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

検査項目	インターロイキン-6(IL-6)
保険点数	170点
判断料	生化学的検査(Ⅱ)判断料(144点)
診療報酬 点数表区分	「D008」内分泌学的検査の「31」
備考	全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法により血清又は血漿中のインターロイキン-6(IL-6)を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

検査項目	HIV-1 特異抗体 及び HIV-2 特異抗体
保険点数	280点+380点
判断料	免疫学的検査判断料(144点)
診療報酬 点数表区分	「D012」感染症免疫学的検査の「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法) 及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)
備考	スクリーニング検査としての「16」のHIV-1, 2抗体定性若しくは同半定量、「16」のHIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性、「17」のHIV-1抗体、「18」のHIV-1, 2抗体定量又は「18」のHIV-1, 2抗原・抗体同時測定定量が陽性の場合の確認診断用の検査として、イムノクロマト法により、全血、血清又は血漿中のHIV-1特異抗体及びHIV-2特異抗体を検出する検査を行った場合は、本区分の「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)を合算した点数を準用して算定する。なお、本検査を実施した場合、本区分の「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)は、別に算定できない。

▼ 詳細内容

検査項目	BRCA1／2遺伝子検査
保険点数	20, 200点
判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬 点数表区分	「D006-18」BRCA1／2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするもの または「2」血液を検体とするもの
備考	D004-2 悪性腫瘍組織検査 卵巣癌又は前立腺癌において、「1」の「ロ」処理が複雑なもののうち、(4)のウに規定する固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査と区分番号「D006-18」BRCA1／2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものを併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 D006-18 BRCA1／2遺伝子検査 ・「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発の進行卵巣癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者の腫瘍細胞を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。 ・「2」血液を検体とするものについては、転移性若しくは再発乳癌患者、初発の進行卵巣癌患者、治療切除不能な膀胱癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群が疑われる乳癌若しくは卵巣癌患者の血液を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。 ・「2」血液を検体とするものについて、遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として当該検査を実施するに当たっては、厚生労働省がん対策推進総合研究事業研究班作成の「遺伝性乳癌卵巣癌症候群(HBOC)診療の手引き2017年版」を参照すること。なお、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ・「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は泌尿器科について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。 ・「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。 ・「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的に検査を実施する場合には、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。 ・「2」血液を検体とするものについて、治療切除不能な膀胱癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は膀胱腫瘍に関して専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。 ・「2」血液を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は泌尿器科について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。 ・「2」血液を検体とするものについて、治療切除不能な膀胱癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。 ・「2」血液を検体とするものについて、治療切除不能な膀胱癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的に実施する場合には、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。